

令和7年8月27日

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等について

三条高等学校長

令和5年2月、文部科学省より「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の通知が発出されました。これは、児童生徒の命と安全を守るため、学校と警察がより緊密に連携することを求めるものです。

○通知のポイント

1. 重大ないじめ事案は速やかに警察へ相談・通報

- 暴力、恐喝、強要、ネット上の誹謗中傷など、犯罪行為に該当するいじめは、学校だけで対応せず、警察に速やかに相談・通報し、適切に援助を求めること。
- 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、生徒や保護者の安心につながる場合もあることから、警察に相談・通報することが推奨されています。
- インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報することが求められています。

2. 学校と警察の連携体制の強化

- 学校と警察が日常的に情報共有できる体制を構築します。
- 「学校・警察連絡員」や「スクールサポーター」などの制度を活用し、緊急時にも迅速な対応が可能となるよう努めます。

3. 児童生徒への支援の充実

- 被害生徒にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職と連携し、心のケアや学習支援を行います。
- 加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応します。また背景を踏まえた適切な指導と支援を行い、再発防止に努めます。

4. 保護者への情報共有と協力をお願い

- いじめの事案が発生した際は、保護者に対して迅速かつ丁寧な情報提供を行います。
- 学校と保護者が協力して、生徒の健全な成長を支える体制づくりを進めます。

-最後に

学校は、生徒の命と尊厳を守るため、警察や関係機関と連携しながら、迅速かつ適切に対応してまいります。保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。